【新·団体医療保険】

保険金のお支払いの対象となる手術、対象とならない手術(おケガの場合)

2013年10月1日以降の保険始期(補償が始まる日)のご契約が対象です。

- 〇手術種類別に、お支払いできる場合、お支払いできない場合を一例として掲載しています。
- ○ご連絡いただく際は、傷病名・手術名・手術の部位などを医療機関にご確認くださいますようお願いします。
- 〇同じ日に、2種類以上の手術を受けられた場合には、最も高い倍率の手術倍率を適用し、手術保険金をお支払い します。
- 〇入院中に受けた手術の場合···傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×10(倍)
- 〇外来で受けた手術の場合・・・傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍)

部位	お支払いできる場合(代表例)	お支払いできない場合(代表例)
皮膚・皮下組織の手術	〇植皮術・皮膚移植術・皮弁作成術 など	○デブリードマン(創傷処理)
	○瘢痕拘縮形成術・顔面麻痺形成術・動脈弁術・筋皮弁術 など	〇皮膚切開術
		〇美容整形上の手術
筋、腱、腱鞘の手術	〇腱縫合術	○筋炎手術
(手指・足指を含む)	O DE Market / Chr	
四肢関節、靭帯の手術 (手指・足指を含む)	〇関節観血術	〇骨または関節の非観血的または徒手的な整復術·整復固定術 ************************************
	〇半月板切除術	および授動術
	〇十字靭帯形成術	
	〇人工骨頭挿入術 〇人工関節置換術	
	○○八工関即直接例 ○四肢骨折観血術(観血的整復固定術)	□ ○ 日または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術
四肢骨の手術	〇	ひ月または関助の非賊血的または促于的な登後例・登後回た例 および授動術
(手指・足指を含む)		のよりは実生に
四肢切断、離断、再接合の手術 (手指・足指を含む)		
	〇四肢切断術、離断術	
	〇切断四肢再接合術	
指移殖の手術	○指移殖手術	
鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術	○鎖骨骨折観血的手術	〇骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術
與有、用中有、肋有、胸有锐皿于例		および授動術
脊柱、骨盤の手術 (頚椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術含 む)	〇脊椎、骨盤観血手術	○骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術
	〇脊椎固定術(前方・後方・椎体固定含む)	および授動術
	〇椎弓切除術	
	〇体外式脊椎固定術	
	〇人工股関節置換術	
頭蓋、脳の手術	○頭蓋骨観血手術(鼻骨、鼻中隔を除く)	〇骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術
	〇頭蓋内観血手術(穿頭術を含む)	および授動術
	〇穿頭ドレナージ	
脊髄、神経の手術	○神経観血手術(手指、足指を含む)→形成術、移殖術、切除術、減圧術、開放術、捻除術	
	○脊髄硬膜内外観血手術 ○神経縫合、剥離術	
眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術	〇眼瞼下垂症手術	
	〇結膜囊形成術	
	〇眼窩ブローアウト(吹抜け)骨折手術	
	〇眼窩骨折観血手術	
	〇眼窩内異物除去術	
眼球・眼筋の手術	〇眼球内異物摘出術	
	○レーザー・冷凍凝固による眼球手術	
	〇眼球摘出術	
	〇眼球摘除および組織または義眼台充填術	
	〇眼筋移殖術	
鼻・副鼻腔の手術	〇鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く)	
	○副鼻腔観血手術	
顔面骨、顎関節の手術	○頬骨、上顎骨、下顎骨、顎関節観血手術	〇抜歯手術
	O DOOR OF THE STATE OF	
佐如のては	○開腹術を伴うもの 	〇腹腔ドレナージ(持続的なもの)
腹部の手術	→腹腔鏡下によるものを含む	
	<u> </u>	I